

## ハイム学芸に関する取扱要項の一部改正について

改正理由：特任教授等に関する規程の一部改正に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>[省略]</p> <p>(貸与の対象者)</p> <p>第3条 規則第3条の2第2号に定める貸与の対象者は、次に掲げる者とする。</p> <p>(1) 東京学芸大学客員教授等選考規程に基づく客員教授及び客員准教授</p> <p>(2) 東京学芸大学特任教授等に関する規程に基づく特任教授、特任准教授、<u>特任講師及び特任助教</u></p> <p>(3) 国立大学法人東京学芸大学特任教員就業規則の適用を受ける特任教員</p> <p>(4) 国立大学法人東京学芸大学有期雇用職員就業規則の適用を受ける有期雇用職員</p> <p>(5) 国立大学法人東京学芸大学非常勤講師就業規則の適用を受ける非常勤講師 (附属学校に勤務する者で、週30時間勤務のものに限る。)</p> <p>(6) 国立大学法人東京学芸大学非常勤職員就業規則の適用を受ける非常勤職員 (週30時間以上勤務の者に限る。)</p> <p>(7) 東京学芸大学研究員受入規程に基づく研究員</p> <p>(8) 東京学芸大学外国人研究者受入規程に基づく外国人研究者</p> <p>(9) 国立大学法人、大学共同利用機関法人及び独立行政法人の職員</p> <p>(10) 国家公務員</p> <p>(11) 文部科学省に派遣されている地方公務員</p> <p>[省略]</p> <p><u>附 則</u> <u>この要項は、平成22年6月3日から施行する。</u></p>	<p>[省略]</p> <p>(貸与の対象者)</p> <p>第3条 規則第3条の2第2号に定める貸与の対象者は、次に掲げる者とする。</p> <p>(1) 東京学芸大学客員教授等選考規程に基づく客員教授及び客員准教授</p> <p>(2) 東京学芸大学特任教授等に関する規程に基づく特任教授、特任准教授及び<u>特任講師</u></p> <p>(3) 国立大学法人東京学芸大学特任教員就業規則の適用を受ける特任教員</p> <p>(4) 国立大学法人東京学芸大学有期雇用職員就業規則の適用を受ける有期雇用職員</p> <p>(5) 国立大学法人東京学芸大学非常勤講師就業規則の適用を受ける非常勤講師 (附属学校に勤務する者で、週30時間勤務のものに限る。)</p> <p>(6) 国立大学法人東京学芸大学非常勤職員就業規則の適用を受ける非常勤職員 (週30時間以上勤務の者に限る。)</p> <p>(7) 東京学芸大学研究員受入規程に基づく研究員</p> <p>(8) 東京学芸大学外国人研究者受入規程に基づく外国人研究者</p> <p>(9) 国立大学法人、大学共同利用機関法人及び独立行政法人の職員</p> <p>(10) 国家公務員</p> <p>(11) 文部科学省に派遣されている地方公務員</p> <p>[省略]</p>